



報道関係者各位

平成29年8月30日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 小林 雅彦

室長補佐 上野 由佳

(代表電話) 048(600)6210

「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します！

～特別相談実施：平成 29 年 12 月 28 日（木）まで～

厚生労働省埼玉労働局（局長 荒木 祥一）は、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止の必要性及び法令に基づき必要となる取組について理解を深めるため、厚生労働省が実施する『全国ハラスメント撲滅キャラバン』の一環として、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。

県内におけるハラスメント関係の相談は増加しており、いわゆるマタハラ、セクハラ、パワハラの相談について、特別相談として集中的に広報を実施することにより、ハラスメントの未然防止と労働者や事業主の皆様からの利用を促すこととしております。（資料 1）

○ハラスメント対応特別相談窓口の開設（資料 2）

労働者や事業主等が相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。

【実施期間】 平成 29 年 12 月 28 日（木）まで

【受付時間】 8 時 30 分～17 時 15 分 月～金曜日（祝日除く）

※電話または来庁による相談

【受付窓口】 埼玉労働局 雇用環境・均等室 電話 048-600-6210

（さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー 16 階）

【相談内容】 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱い
職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど

※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法では、妊娠・出産・育児休業・介護休業等のを理由とする解雇などの不利益な取扱いを禁止しています。また、平成 29 年 1 月 1 日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられました（資料 3）。

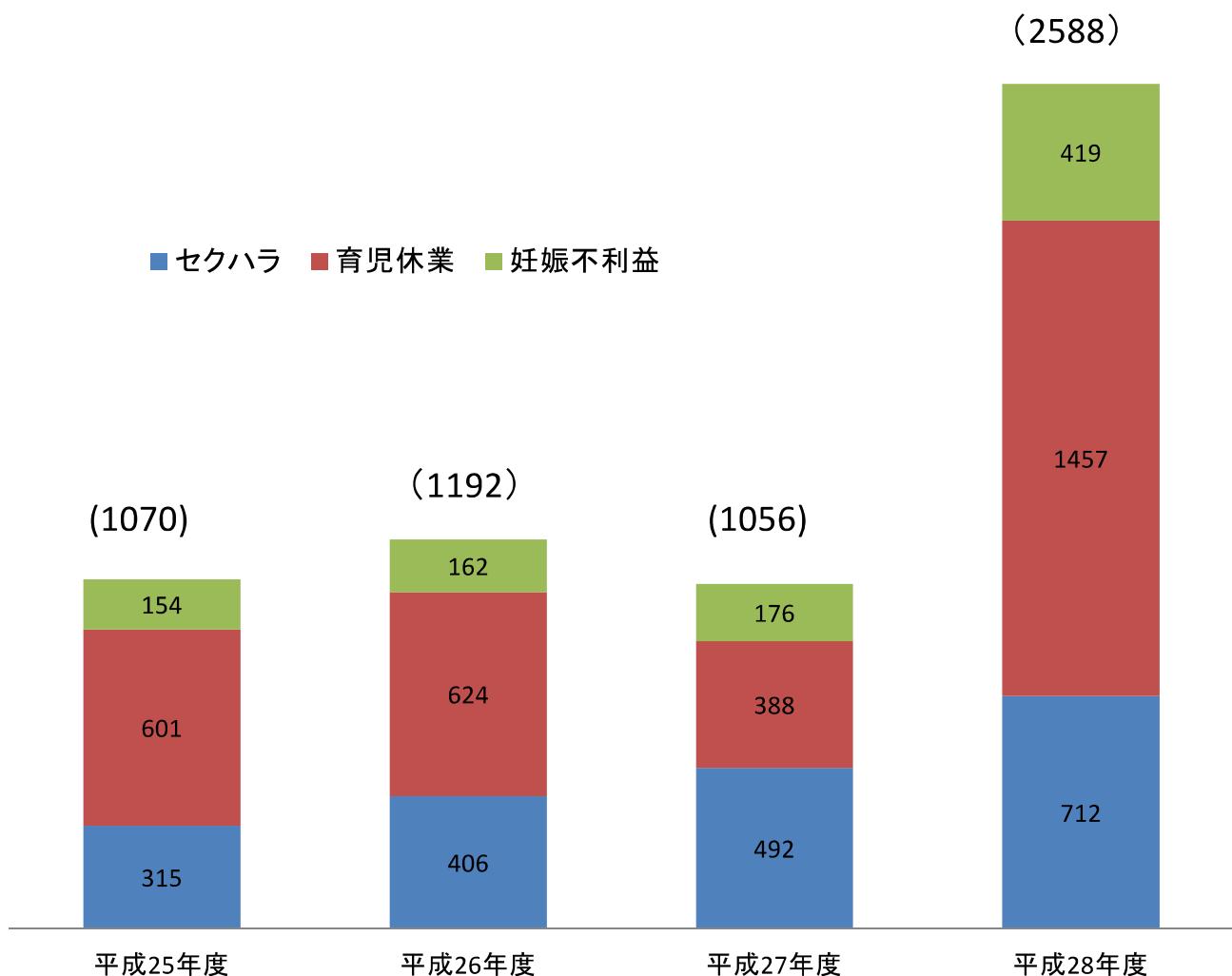
<添付資料>

- 妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等に関する相談件数の推移
- ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！
- 職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策やセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です!!

【埼玉労働局】

妊娠・出産等不利益取扱い、育児休業等の制度利用、
セクシュアルハラスメントに関する相談件数の推移

【単位：件】



ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

埼玉労働局開設期間：平成29年12月28日（木）まで

(※上記期間に係わらず、相談は受け付けております。)

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者



上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置について

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられました。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

○妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります
(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください)

○育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます
制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われました。

働く人 **企業の担当者**

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

妊娠・出産・育児休業・介護休業などを理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止※されています。